

令和7年度における懲戒処分について

6件 6人

(免職：1人、停職6月：2人、減給1月：2人、減給3月：1人)

| NO | 処分日 | 処分理由 | 処分内容 | 所属 | 人数 |
|----|---------|--|----------------|------|----|
| 1 | R7.5.29 | 令和7年1月18日、23日、24日、28日及び2月1日から3月9日までの28日間の勤務日において、正当な理由がなく勤務を欠いたもの | 停職6月 | 市長部局 | 1人 |
| 2 | R7.5.29 | 平手打ち等の暴力行為により、被害職員に精神的かつ身体的な苦痛を与えるパワーハラスメント行為を行ったもの | 減給1月 (1/10) | 消防局 | 1人 |
| 3 | R7.10.9 | 市民の前における合理的な理由のない部下職員の叱責、また、訓練中に消防用器具でヘルメットの上から軽く2回叩く行為及び業務上の合理性なく仕事の割振りを減らしたことにより、精神的な苦痛を与えるパワーハラスメント行為を行ったもの。 | 減給1月 (1/10) | 消防局 | 1人 |
| 4 | R7.10.9 | 令和7年6月に患者(匿名)の意見が記載された意見書を故意に破り、廃棄したもの。 | 減給3月 (1/10) | 病院局 | 1人 |
| 5 | R8.2.13 | 令和7年9月10日、通勤途中の電車内において、女性に対し、痴漢行為をしたとして、令和8年1月8日に高松簡易裁判所から香川県迷惑行為等防止条例違反により、罰金による略式命令がなされたもの。 | 停職6月 | 市長部局 | 1人 |
| 6 | R8.2.13 | 令和7年12月8日、職員用女子トイレ内に小型カメラを設置したことにより、同月12日に香川県迷惑行為等防止条例違反により逮捕され、その後、令和8年1月15日に高松簡易裁判所から、建造物侵入及び香川県迷惑行為等防止条例違反により、罰金による略式命令がなされたもの。 | 免職 | 市長部局 | 1人 |

お問い合わせ

市長部局の案件に関すること・・・人事課 (087-839-2144)
 消防局の案件に関すること・・・消防局総務課 (087-861-2502)
 病院局の案件に関すること・・・病院局総務課 (087-813-7171)